

『山形県沖地震被災住宅リフォームローン』について

JA 鶴岡では鶴岡市と連携し、山形県沖地震により被災された方々が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、被災住宅の早期復旧に資する事を目的に、損壊した住宅の補修工事に対する無利子融資制度として、『山形県沖地震被災住宅リフォームローン』を創設致しました。

鶴岡市役所より一部損壊等の「り災証明書」を交付されるなどの一定条件を満たす住宅の補修工事を対象に、利子負担の無い融資を受けることができます。

詳しくは、JA 鶴岡・各支所の融資窓口へお問い合わせ下さい。

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">■個人の組合員で、住宅所有者または居住者であること。■貸付時の年齢が満 20 歳以上、66 歳未満であること。■団体信用生命共済に加入を認められること■前年度税込年収が、農業者の場合は 150 万円以上、農業者以外の場合は 200 万円以上であること■日本海山形県沖地震により住宅が損壊した組合員とし、 ①全壊・半壊・一部損壊の「り災証明書」 ②つるおか版被災住宅無利子融資制度に係る「利用確認書」 上記 2 点の書類を鶴岡市役所より交付されている方 ※貸付事業を行う場合は対象外
資金使途	日本海山形県沖地震の被害によって、損害が生じた住宅の補修を含む工事（屋根・外壁の修理等）
ご融資金額	200万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）
ご融資期間	1年以上10年以内（据置期間は無し）
ご返済方法	元金均等返済による毎月返済方式
金利	実質金利：0%（JA・鶴岡市利子補給適用）
担保・保証	山形県農業信用基金協会保証 ※別途保証料が必要です。
申込時の留意点	○本資金のご利用にあたっては、JA 鶴岡ならびに山形県農業信用基金協会所定の審査を要します。審査の結果により、お客様のご希望に沿えない場合がございます。
融資申込期限	令和2年3月31日まで (鶴岡市への利用確認申請等を事前に完了願います)

※上記の内容は、変更となる場合がありますのでご了承下さい。

本資金の詳しい条件等については、最寄りのJA鶴岡・各支所までお問い合わせ下さい。

● お問い合わせ

- 本店(☎22-3260) ■北支所(☎29-0433) ■西郷支所(☎76-2331)
- 南支所(☎29-9960) ■上郷支所(☎35-2155) ■田川支店(☎35-2011)
- 大泉支所(☎22-2460) ■大山支所(☎33-3345) ■豊浦支店(☎73-2124)